

仕 様 書

1 概 要

(1) 件名

益田市役所（分館）その他34施設で使用する電気（36契約）の供給業務

(2) 需要場所

別紙に掲げる施設及びこれに附属する施設

(3) 業種及び用途

官公署（事務所及び下水道施設）

2 仕 様

(1) 需要場所ごとの予定使用電力量等

別紙のとおり

(2) 受給期間

令和3年4月1日以後の最初の検針日の0:00から令和5年3月31日24:00まで

(3) 需給地点

需給場所における中国電力ネットワーク株式会社の開閉所内の電源側接続地点

(4) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(5) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(6) 供給条件

次のア及びイの条件を満たすこと。

ア 「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が、100%であること。

イ アの環境価値について、益田市（以下「甲」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

(※参考：<http://there100.org/going-100>)

3 その他

(1) 電気料金の算定

各月の電気料金の算定において、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、中国電力ネットワーク株式会社が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。低圧動力契約に係る力率による基本料金の力率割引又は割増を適用する場合においても、同様とする。

(2) 請求の分割及び通知

電力供給者（以下「乙」という）は、契約書に基づき作成する請求総額等を施設毎に分割して算出し、各施設を所管する部署に通知及び請求（任意様式）するものとする。

(3) 再生可能エネルギー電気の確認資料等

乙は、次のア及びイに掲げる資料を、同ア及びイに定める期限内に、甲に提出すること。

ア 供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料（任意様式） 契約年度における電力供給の終了する日の翌月10日

イ 再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写し 甲乙の協議により定めた期間内（※）

（※当該証書の写しが前項第6号の供給条件の仕様を満たさない場合において、追加で購入した証書により補修をする場合は、別途期間を定めるものとする。）

(4) 契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、乙において当該調整を行うものとする。

(5) 乙は、災害、事故等が発生した場合において、市が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

(6) この仕様書に定めのない事項については、中国管内を管轄する一般配送電気事業者が定める電気供給条件等を基に、甲乙で協議して、別途定めるものとする。